

調布市 商工会報

平成26年2月1日発行
 発行：調布市商工会
 〒182-0026
 東京都調布市小島町2-36-21
 TEL.042-485-2214 FAX 042-485-9951
 編集：広報委員会
 URL：http://www.chofusci.com/

お も な 記 事

- P2●消費税込嫁対策・
 確定申告改正点他
 P3●資金繰りは商工会へGO!
 P4●無料相談会のご案内他

今年も所得税及び復興特別所得税・消費税（個人）の申告の季節になりました。

商工会では、確定申告の期間中、個人事業者の方向けに決算と確定申告の指導会を開催しております。

所得税及び復興特別所得税の申告期間は、2月17日（月）から3月17日（月）まで、消費税（個人）は3月31日（月）までとなっております。

どうぞお気軽にご利用下さい。（無料）

所得税

復興特別所得税

消費税

決算確定申告

ご相談は商工会へ！

確定申告

申告書の作成は
国税庁ホームページが
おすすめ

確定申告 検索

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

Step2 ネットを使って
e-Taxへ送信
印刷して送付

申告と納税

所得税および復興特別所得税 贈与税	消費税および地方消費税 （個人事業者）
3月17日（月）まで	3月31日（月）まで
振替納税をご利用の方 4月22日（火）	4月24日（木）

所得税及び復興特別所得税・消費税 決算・確定申告指導会

開催日／2月17日（月）～3月17日（月）

受付／午前10時～11時30分

午後 1時～ 3時30分

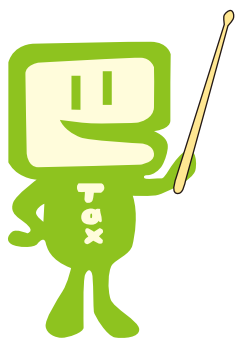
※上記期間は税理士による個別相談を実施しております。
 また、期間後も商工会職員による個別相談を承っております。

☆夜間指導会

開催日／3月5日（水）・6日（木）

受付／午後6時～午後7時30分

調布市商工会はe-Taxの利用を推進しています



国税庁e-Taxキャラクターイータ君

**確定申告にはこんなものが必要です。
 （ご持参いただくもの）
 お出かけ前に今一度ご確認を！**

- ☐ 決算書、確定申告書用紙一式（税務署から郵送されたもの）
- ☐ 平成25年分各帳簿、月別集計表、棚卸表
- ☐ 平成24年分確定申告書、決算書の控え、集計表
- ☐ 社会保険料の支払額（国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等）
- ☐ 小規模企業共済掛金等控除証明書
- ☐ 生命保険料控除証明書（一般用・個人年金用・介護医療用）
- ☐ 地震保険料控除証明書
- ☐ 事業収入以外に収入がある場合の関係書類（給与所得・公的年金等の源泉徴収票・株式譲渡関係他）
- ☐ 配偶者の所得がわかるもの（源泉徴収票等。配偶者控除等を受ける方）
- ☐ 医療費の領収書等（医療費控除を受ける方）
- ☐ 特定寄付金の領収書等（寄付金控除等を受ける方）
- ☐ 住宅取得控除等の明細書（住宅借入金等特別控除を受ける方）
- ☐ 印鑑・電卓など

**詳しくは調布市商工会（Tel.042-485-2214）
 までお問い合わせ下さい**

！ 決算確定申告指導会に お越しの方へお願い

- 自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自分でご記入できることは事前にご記入の上ご来会下さい。
- 申告期限間際は大変混み合うことが予想されます。お早めにお出かけ下さい。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用下さい。

平成26年4月 消費税が5%→8%に 消費税転嫁対策のポイント

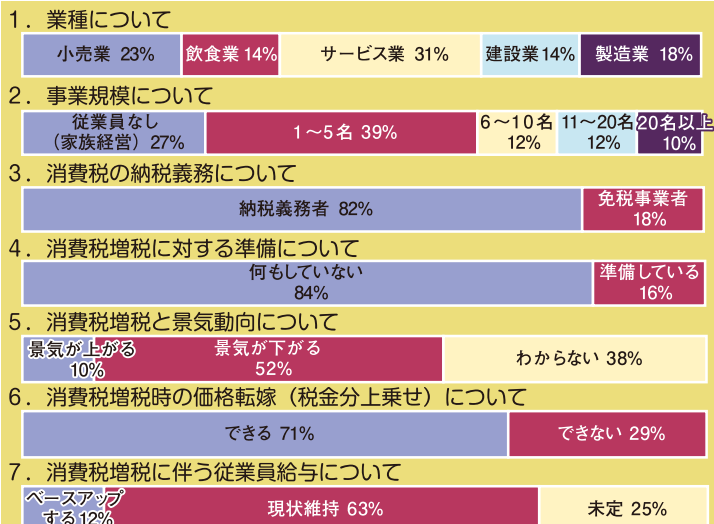
- ① 大規模小売事業者等による転嫁の拒否行為は禁止されます。
- ② 「消費税還元セール」といった宣伝や広告は禁止されます。
- ③ 総額表示義務の特例によって、商品やサービスについて本体価格のみの表示が認められます。
- ④ 消費税の転嫁および表示の方法の決定に係る共同行為が認められます。

これらの内容をくわしく解説した中小企業・小規模事業者のための「消費税の手引き」「消費税増税と企業防衛策」を商工会で配布しております。(無料)



消費税転嫁対策特別措置法等に関する アンケート調査を実施

調布市商工会では消費税増税に伴い、平成25年11月から12月にかけて市内工商業者の皆様へアンケート調査を実施致しました。(145事業所からご回答頂きました)



平成25年分確定申告改正点

(1) 復興特別所得税の創設

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されたことにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について「復興特別所得税」を所得税と併せて納付することとなります。その税率は所得税の額の2.1%相当額となります。

(2) 給与所得控除額の上限設定

給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とされました。

(3) 特定の役員等の退職金課税についての変更

特定の役員等に対する退職手当等(特定役員退職手当等)に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を1/2とする措置が廃止されました。これにより、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額となります。

ここでいう「特定役員退職手当等」とは、役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

上記以外の改正点について詳しくは、
国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください

法律の改正により
平成26年1月から

個人で事業や不動産貸付等を行う

全ての方は記帳と帳簿等の保存が

必要です!!

記帳・帳簿等の保存制度

事業所得・不動産所得等を生ずべき業務
を行うすべての方が対象になります。

※平成25年までの記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分又は前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方とされていきました。



調布市商工会はe-Taxの利用を推進しています

税務署に行かずにネットで申告
e-Taxなら、自宅からネットで
確定申告ができます!



国税庁e-Taxキャラクターイタ君

> e-Taxならこんないいこと

- ① 添付書類の提出省略
- ② 還付がスピーディー
- ③ 24時間受付

> e-Taxをご利用になる場合の事前準備等

e-Taxをはじめてご利用される方は、事前準備が必要です。



詳しくは、e-Taxホームページwww.e-tax.nta.go.jpをご覧ください

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (IP電話等の場合 03-5638-5171) まで
【受付時間】:月曜日～金曜日(祝日を除く。)午前9時～午後8時(但し3/18以降は午後5時まで)

無担保・無保証人 商工会長推薦融資

マル経融資

(小規模事業者経営改善資金融資制度)

利子補給制度あり!

※注 利子補給制度の適用は平成25年度中に貸付された融資で当初1年間のみとなります

資金繰り総点検運動実施中!

資金繰り相談は 商工会へGo!

相談無料 秘密厳守!

商工会は行きます 聞きます 提案します

☆担保不要! ☆保証人不要! ☆低金利!

運転資金・機械設備・業務用車両etc・・・の購入資金に!

融資対象	常時使用する従業員が 商業・サービス業： 5人以下 製造業・その他： 20人以下 の事業者
融 資 額	1, 5 0 0万円以内
返済期間	運転資金 7年以内 (据置1年以内) 設備資金 10年以内 (据置2年以内)
融資利率	年 1.60% (平成25年12月13日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい → 当初1年間は利子補給制度があるので 実質 年 0.60% !
融資機関	日本政策金融公庫 国民生活事業
申込書類	借入推薦依頼書、決算書2期分、所得税等の領収書 または納税証明書、既に利用している借入金明細書、 登記簿謄本、設備資金は見積書、その他

※ お申し込みの要件

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です。

① 商工会の経営指導を受けていること (原則6ヶ月以上)

② 所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること

③ 商工業者であること (最近1年以上事業を行っている事業者。一部非対象業種があります。)

お申し込みは調布市商工会 (TEL042-485-2214) まで御連絡ください

申込から融資実行まで

①借入相談・申込

②審査・推薦

③融資決定通知

④借入契約

⑤送金

小規模事業者 商工会 (融資審査会) 日本政策金融公庫 国民生活事業

その他の金融制度 (主なもの)							
	融 資 名	融資対象者	資金使途	限度額 (万円)	返済期間	利 率	担保・連帯保証人
日本政策金融公庫	普通貸付 (マルブ)	ほとんどの業種の中小企業 (金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種は除く)	運転	4,800	5年	1.45%～3.65% お使いみち、ご返済期間または担保・保証人の有無によって異なる利率が適用されます。	原則として連帯保証人または担保 ただし、不要とする制度もあり
			設備		10年		
			特定設備	7,200	20年		
東京都	小口資金融資 (小口)	従業員が20人 (卸・小売・サービス業は5人) で保証残高が1,250万円以下の小規模企業者	運転	1,250	7年	固定金利、変動金利いずれか選択 【固定金利】1.9%以内～2.5%以内 (借入期間等により) 【変動金利】短プラ+0.7%以内	【保証人】 不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人 (代表者) 必要 東京信用保証協会の保証が必要
	小規模企業融資 (小企)	従業員が30人 (卸・小売・サービス業は10人) 以下の小規模企業者	設備	8,000	10年	固定金利、変動金利いずれか選択 【固定金利】2.1%以内～2.7%以内 (借入期間等により) 【変動金利】短プラ+0.9%以内	【担 保】 (小口) は不要 (小企) 既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円超の場合は必要
調布市	普通融資資金	市内に住所 (法人は登記上の本店所在地) を有すること、市税を完納していること等	運転	1,000	7年	長期プライムレート利率 (1.2%) (利子補給あり→実質0.6%)	不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人 (代表者) 必要 東京信用保証協会の信用保証料を市が全額補助 (平成26年3月31日まで)
			設備	1,200	7年		
			運動・設備併用		5年		

利率は、平成25年12月13日現在です。詳細につきましては、商工会までお問い合わせ下さい。

毎月第1水曜日 金融相談会 商工会館で開催中

日本政策金融公庫・西武信用金庫・山梨中央銀行・多摩信用金庫の融資担当者による個別相談会です。

相談会に参加を希望される方は、調布市商工会までお申し込み下さい。

持参書類 … 個人事業の方は、平成23年・24年の所得税確定申告書・決算書、決算後6ヶ月経過の場合は試算表、※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書 (コピー可) 法人事業の方は、過去2期分の法人税確定申告書・決算報告書、決算後6ヶ月経過の場合は試算表、※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書

商工会のグローバルガード

海外PL保険制度

海外 PL 保険[英文生産物賠償責任保険]

商工会の
団体制度であるため、
一般での加入より
**割安な
保険料**

……貴社の製品が原因で起こった **海外でのトラブルに対応します！**

1. 安心のPL訴訟対応

- 海外PL保険は引受保険会社（東京海上日動）が
お客様に代わり示談代行や裁判手続などの訴訟対応をします。
（現地の法令等により禁止・制限されている国・地域を除きます。）

2. グローバルな損害サービス体制

- 世界中どの国でPL事故が発生しても**迅速・適切に対応**します。
- 引受保険会社（東京海上日動）は、米国をはじめ世界各国に有
能な弁護士のネットワークがあります。これらのネットワークを
活かして個々の事案にもっとも適した弁護士を選定し、**万全の
体制で対応**します。

3. 充実した補償内容

- 取引先から間接的に輸出された製品／外国人旅行
客等によって日本国外に持ち出された製品に起因す
る事故も補償されます（自動セット）。思いがけない
海外での事故も補償します。

4. 割安な保険料水準

- 最低保険料は10万円**から、ご加入いただけます。

5. 簡単な加入手続き

- 支払限度額に応じて5タイプ**から選んで加入する
ことができます。

司法書士による無料相談会

～毎月第4水曜日 開催中（要予約）～

次回 2月26日(水)
15:00～17:00

(相談時間は60分を限度とします)

会 場 調布市商工会館
講 師 東京司法書士会
調布支部所属司法書士
内 容 登記・少額訴訟
会社設立その他

対 象 調布市内で事業を営んでいる方（創業予定含む）
※書類作成や実際の登記の手続はいたしません。



社会保険労務士による無料相談会

始めました!!

～毎月第2水曜日 開催中（要予約）～

次回 2月12日(水)
14:00～15:50

(相談時間は50分を限度とします)

午後2時～午後3時～ 各回先着2組まで)

会 場 調布市商工会館
講 師 東京都社会保険労務士会武蔵野調布支部所属社会保険労務士
（総務・人事サポート調布）
内 容 就業規則作成のしかた、人事に関するトラブル
社会保険・労働保険に関することなど
対 象 調布市内で事業を営んでいる方（創業予定含む）
※書類作成や手続の代行はいたしません。



経営革新計画 説明・相談会(無料)

日時 2月13日(木)、3月13日(木)
説明:15:00～16:00／相談:16:00～17:00

会 場 東京都商工会連合会 会議室
昭島市東町3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA
目 的 経営革新計画申請は既存事業と新たな取組が必要
です。この制度の活用により中小企業者・小規模
企業者の皆様の経営基盤強化を図っていただくこ
とを目的に説明会を開催致します。
内 容 経営革新計画申請について
新たな事業の中期計画について
対 象 経営革新について検討されている方

飲食店・理美容業はこうして生き残れ！

サービス業の
繁盛経営ハンドブック

お店を開業してから、順調にいけば成長期・成熟期を迎えますが、経営の改善を
続けていかなければ、やがて衰退するの
が世の常です。

改善や変革なくしてお店（企業）の存
続はなし得ない、厳しい時代に直面して
いるのです。

本冊子では、戦略を策定するプロセス
や、すぐに使えるフレームワークなどに
ついて説明します。

ぜひ本冊子を有効活用して下さい。

無 料
配布中

(A5判 48P)

商工会
ホームページを
ご覧下さい！



商工会の事業やセミナー情報など事業
者の皆さまに役立つ情報を随時発信し
ております！ぜひご覧下さい！

<http://www.chofusci.com/>

随時
更新中！

上記の記事に関するお問合せ・お申込みは 調布市商工会 Tel.042-485-2214 まで